

子ども用衣料の安全性ー子ども用衣料に附属するひもの要求事項

JIS S4129制定原案(概要)

別紙

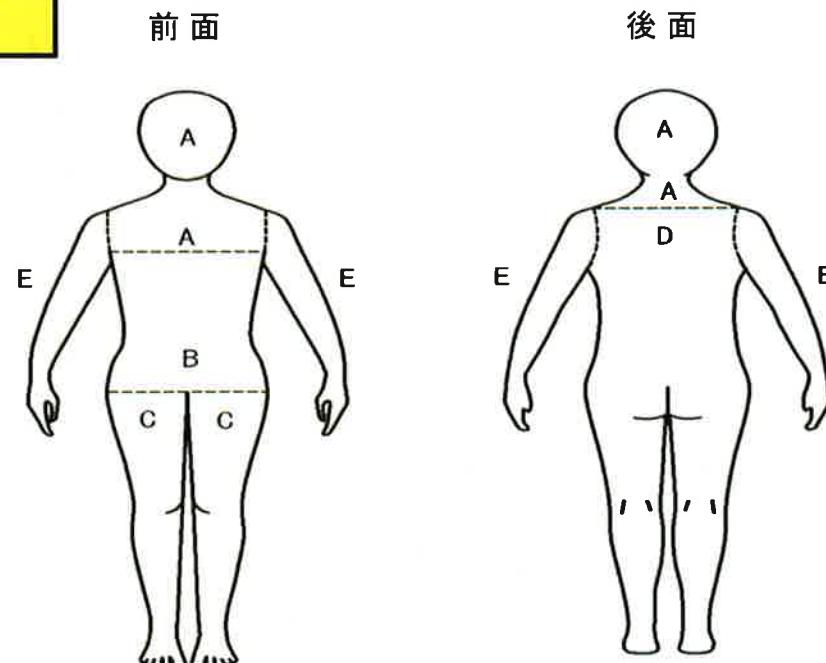
適用範囲

子ども用衣料に附属するひもの要求事項について規定。

ただし、保育用製品(スタイ、おむつ等)、靴、靴下、帽子、子どもの世話をする者の監督下で限定された期間に着用される専門のスポーツフェア等は、この規格の適用外。

身体部位別にひもの要求事項を規定

- A 頭部及びけい部の範囲
- B 胸部及び腰部の範囲
- C 股より下の範囲
- D 背面の範囲
- E 腕の範囲



子どもの年齢層別にひもの要求事項を規定

1) 年少の子ども:出生から7歳未満

2) 年長の子ども:7歳以上13歳未満

ひもの要求事項(具体的な事例)

★ 頭部及びけい部の範囲:

年少の子供用衣料:

ひもが付いた衣料をデザイン、製造又は供給してはならない。

年長の子供用衣料:

引きひもは自由端があつてはならない。衣料の開口部が最大の場合、突き出たループがあつてはならない。ループの円周は150mmを超えてはならない(図1参照)。

年少及び年長の子供用衣料:

ホルターネックひもは、頭部及びけい部の範囲に自由端がないようにしなければならない。(図2参照)

★ 背面の範囲:

年少及び年長の子供用衣料:

衣料の後部から出す又は後部で結ぶ引きひも、装着ひも及び装飾ひもがあつてはならない。(図3参照)

○印:許容できる事例 ×印:許容できない事例

図1

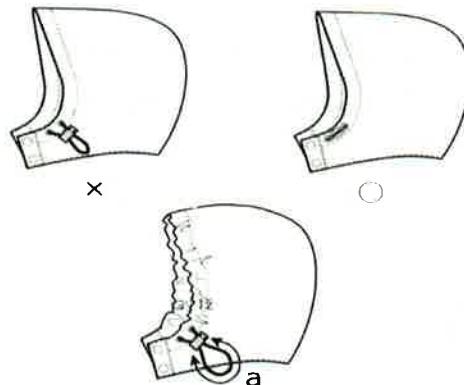


図2

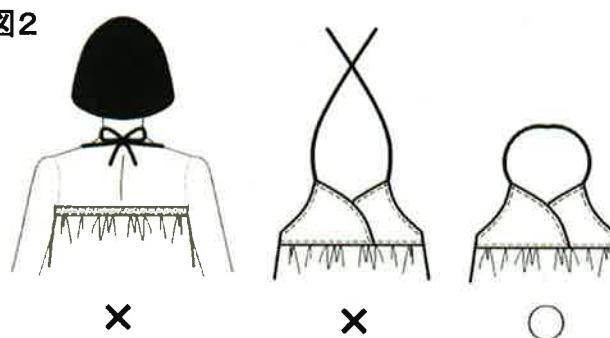


図3



フードの推奨事項(参考)

力が加わった場合には、本体から外れるようなホック仕様なども有効に活用することが望ましい。